

議案第 104 号

議決第 号

始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）11月27日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）」を削り、同号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

第2条第4号に次のように加える。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

イ 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）の対象者である者（市町村民税非課税世帯に属する子どもを除く。）

ウ 始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号）の対象者である者（市町村民税非課税世帯に属する子どもを除く。）

エ 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どものうち、市町村民税非課税世帯以外の世帯に属する者

第2条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「属し、かつ、未就学児である」を「属する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の始良市子ども医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成は、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第6条の規定による受給資格者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。